



各 位

平成 25 年 7 月 22 日

会社名株式会社免疫生物研究所

(コード番号:4570)

本店所在地 群馬県藤岡市中字東田1091-1

代表者代表取締役社長 清藤 勉 問合せ先 取締役事業統括推進本部長 中川 正人

電 話 番 号 0274-22-2889 (代表)

U R L http://www.ibl-japan.co.jp

株式分割、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年7月22日開催の取締役会において、株式分割の実施、および単元株式数の変更ならびに定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株式数の変更および定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を 100 株とするため、株式を分割するとともに単元株式数を 10 株から 100 株に変更いたします。なお、この株式分割および単元株式数の変更に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日 (月) を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 10 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数620,719 株今回の分割により増加する株式数5,586,471 株

株式分割後の発行済株式総数 6,207,190 株

株式分割後の発行可能株式総数 20,000,000 株

(注)上記の発行済株式総数は、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

 基準日公告日
 平成 25 年 9 月 13 日 (金)

 基準日
 平成 25 年 9 月 30 日 (月)

 効力発生日
 平成 25 年 10 月 1 日 (火)

3. 単元株式数の変更

(1) 変更後の単元株式の数

上記「2.株式分割の概要」に記した株式分割の効力発生日をもって、単元株式数を 10 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の日程

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日 (火)

(参考) 平成 25 年 9 月 26 日 (木) をもって、東京証券取引所における当社株式 の売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記の株式分割および単元株式数の変更に伴い、会社法第 184 条第 2 項および第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 10 月 1 日 (火) をもって、当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容は次のとおりです。

(下線が変更部分)

現行定款	変 更 案	
(発行可能株式数)	(発行可能株式数)	
第 5 条 当会社の発行可能株式数は、	第 5 条 当会社の発行可能株式数は、	
<u>2,000,000</u> 株とする。	<u>20,000,000</u> 株とする。	
(単元株式数) 第7条 当会社の1単元の株式数は、 <u>10</u> 株とする。	(単元株式数) 第7条 当会社の1単元の株式数は、 <u>100</u> 株とする。	
(新設)	附則第1条変更は、平成 25 年 10 月 1 日から 効力を生ずるものとする。2. 本附則は、効力発生日をもって削除する。	

5. 新株予約権行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権 1 株当たりの行使価格を平成 25 年 10 月 1 日 (火) 以降、以下の通り調整いたします。

	調整前行使価格	調整後行使価格
平成 25 年 6 月 14 日の取締役会で決議された新株	19,530 円	1,953 円
予約権(上段:当初行使価格、下段:下限行使価	13,671 円	1,367.1 円
格)		

(注)上記は、新株予約権の発行決議時点で定められた当初の行使価格と下限行使価格を 記載しております。なお、新株予約権の目的である株式の数(割当株式数)は10倍となり ます。

以上